

H28.12

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3

①【義務教育費国庫負担法の一部改正】  
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】  
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】  
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4

④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】  
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8

⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】  
初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11

⑥【実態調査の実施】  
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

H30.3

⑦【平成30年度政府予算】  
夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立

# 教育機会確保法施行後の夜間中学に関する主な取組(2)

H30.3	<b>⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】</b> これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、 <u>各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト</u> に公表
H30.4	<b>⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】</b> フライヤーをウェブサイトに掲載し、 <u>積極的な活用を各教育委員会に依頼</u>
H30.6	<b>⑩【第3期教育振興基本計画の策定】</b> 教育機会確保法等に基づき、 <u>全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定</u> ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
H30.7	<b>⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】</b> 平成29年4月以降の最新の動向を反映した「 <u>手引き</u> 」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
H30.7,8	<b>⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】</b> 夜間中学における <u>日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催</u>
H30.8	<b>⑬【平成31年度予算概算要求】</b> ①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図るための経費を計上
H30.11	<b>⑭【夜間中学設置促進・充実協議会を設置】</b> 教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置
H31.2 (予定)	<b>⑮【夜間中学設置促進説明会を開催予定】</b> 教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催予定(全国2か所:東京・大阪)

**＜夜間中学の設置推進・充実に向けた取組を推進＞**

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等 (学校教育法等の一部改正)
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備 (社会教育法の一部改正)

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

## 施行期日

平成29年4月1日

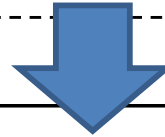
# 学習指導上の「学齢を経過した者への配慮」

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

## 第1章 総則

### 第4 生徒の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導



## (4) 学齢を経過した者への配慮

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

詳細は中学校学習指導要領解説の「総則」をご覧ください。

⇒[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018_1_2.pdf)

# 夜間中学における教育課程特例

## <趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

## <概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
  - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
  - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

## <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。



# 教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催

## 【目的】

- 義務教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等の理解を深め、夜間中学の設置促進等を図る。

## 【対象】

- 都道府県・指定都市教育委員会、夜間中学設置市区教育委員会

## 【参加者数】

- 東京(8月7日)大阪(8月25日)二会場を実施。117名参加

## <事例発表>

### 【東京会場】

- ・ 市川市教育委員会
- ・ 世田谷区立三宿中学校  
(全国夜間中学校研究会会長校)



生徒の習熟度別クラス編制を表した時間割表  
⇒ 市川市(東京会場)の説明資料から抜粋

### 【大阪会場】

- ・ 八尾市教育委員会
- ・ 大阪市立天満中学校  
(全国夜間中学校研究会大阪府理事校)

## <グループ別協議>

- ・ 参加者の自治体の現状別に班を構成し、グループ別協議の時間を設けた。
- ⇒ 参加者からは、他の自治体や実際に夜間中学を設置する自治体の状況を聞くことができ、有意義だったとの感想を得た。

## <参加者から得られた主な意見>

- 改めて夜間中学が設置されている重要性を感じた。
- グループ別協議を通して他都市の実情、課題等を聞くことができた。
- すでに設置している府県の担当者からの話が大変参考になった。
- 今回のように会場を分散してもらおうと出席しやすい。

(参加者に対し実施したアンケートより)



【大阪会場】の様子

# 平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】①

教育機会確保法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、各地方公共団体(都道府県・市町村)における就学機会の提供等に係る対応状況、協議会の設置状況、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

平成29年7月1日現在

## 【1. 夜間中学の設置促進】

(1) 「夜間中学の新設に向けた検討・準備を進めている」と回答

⇒ 6都道府県(12.8%)と74市町村(4.3%)

そのうち、夜間中学新設の具体的な時期が決まっているのは、2市(松戸市、川口市)

(2) 教育機会確保法第15条に基づく協議会について

⇒ ①「設置予定」と回答 …… 1都道府県(2.1%)

②「協議会に類する検討組織を設置済」と回答 …… 13都道府県(27.7%)と29市町村(1.7%)

## 【2. 夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大】

(1) 夜間中学に通う生徒数

⇒ 1,687名 そのうち、義務教育未修了者は258名(15.3%)、入学希望既卒者は73名(4.3%)

(2) 夜間中学で学ぶ生徒の属性について

⇒ ① 60歳以上の生徒 …… 456人(27.0%) ② 15～19歳の生徒 …… 342人(20.3%)

(3) 夜間中学卒業後の進路について(本年3月の卒業生:344名)

⇒ ① 高等学校進学 …… 155人(45.1%) ② 就職 …… 60人(17.4%) など

# 平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】②

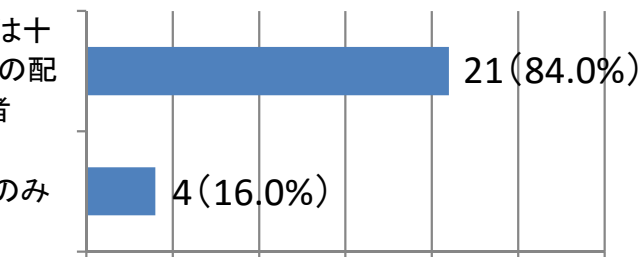
夜間中学を設置する教育委員会調査 (回答)域内に夜間中学を設置している25市区

学校調査 (回答)夜間中学31校

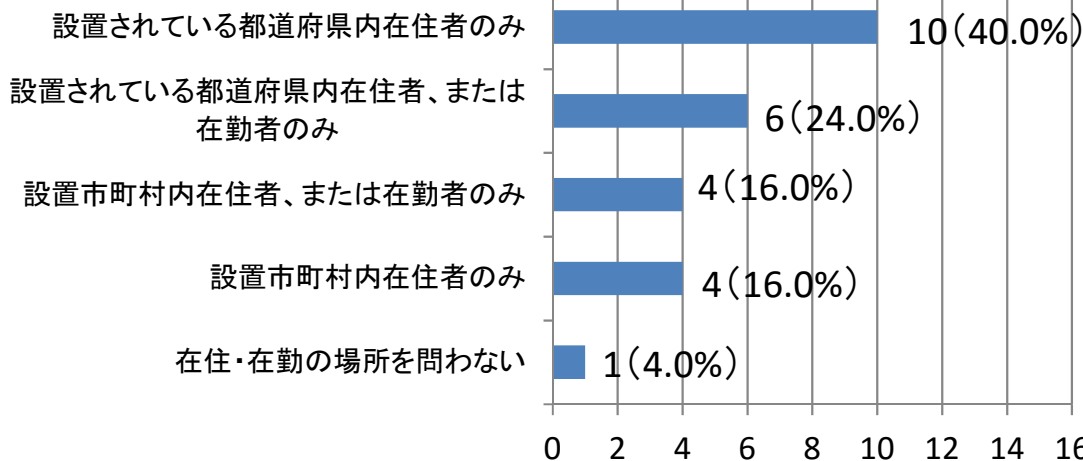
## 1. 学齢超過者の入学要件

### ① 中学校卒業に関して

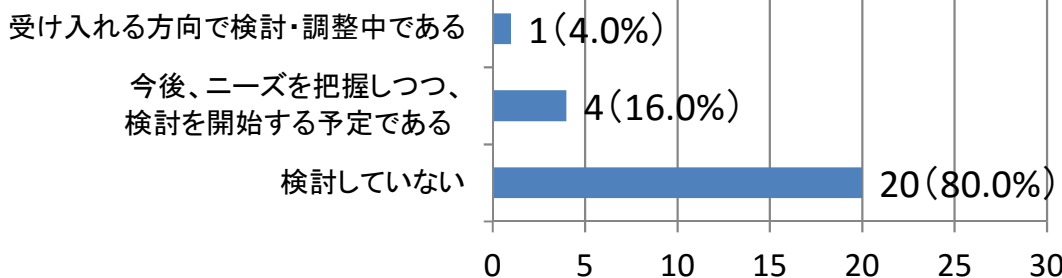
中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者



### ② 在住・在勤に関して

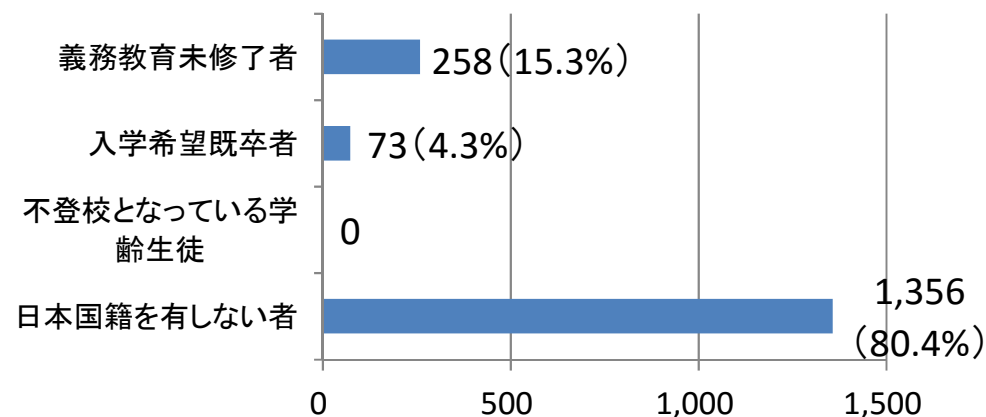


## 2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

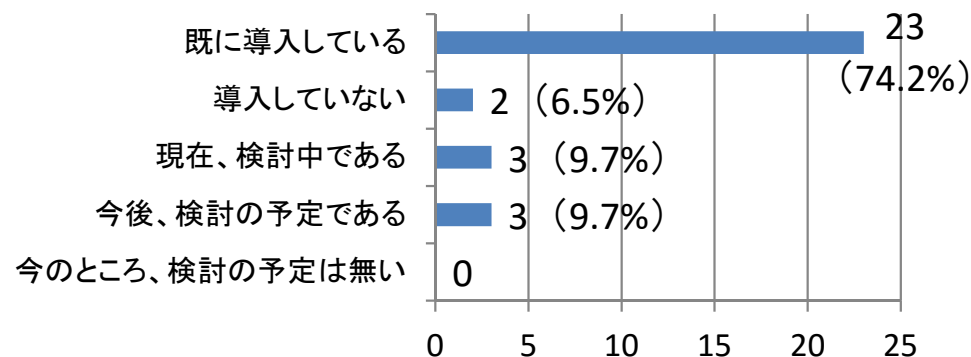


## 2-3. 属性別の生徒数

(対象)夜間中学に通う全生徒数:1,687人



## 3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況





# 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

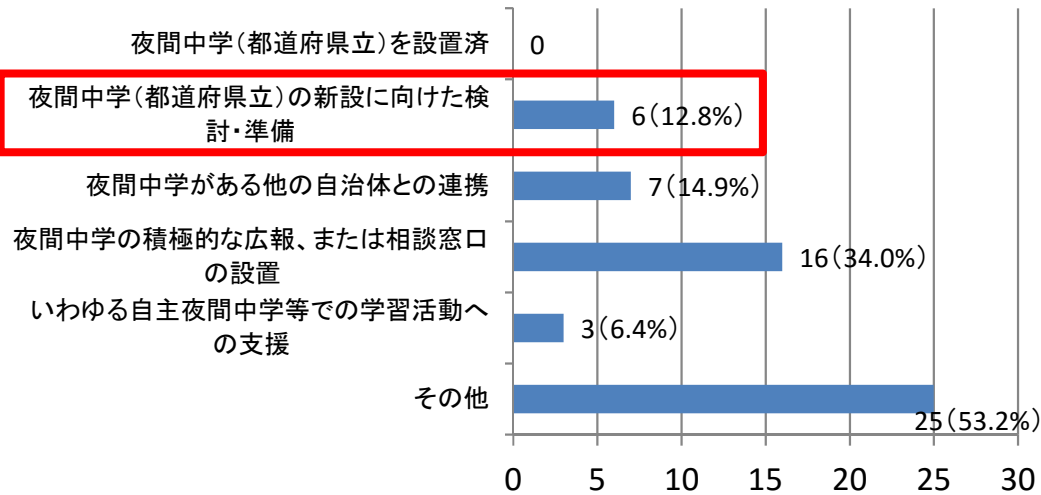
## 目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供

### ○ 夜間中学の設置・充実

「学齢経過者であって、小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、修学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。」

【参考】平成29年度夜間中学等に関する実態調査 都道府県調査 回答:47都道府県

#### 1-1. 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置 (複数回答)



#### 「その他」の主な内容

- ・夜間中学設置のニーズについての、調査対象及び調査方法の検討
- ・先進地視察等による情報収集や県内市町村との意見交換を実施
- ・設置に向けて市教育委員会と共同調査を実施

#### 2-1. 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況

	回答数	%
協議会を設置済み	0	0.0%
協議会を設置予定	1	2.1%
協議会に類する検討組織を設置済	13	27.7%
検討会に類する検討組織を設置予定	4	8.5%
設置の予定はない	29	61.7%

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

# 夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン

- 夜間中学には多様なニーズが想定され、各自治体においては未就学者の数(平成22年国勢調査)を踏まえつつ、これらのニーズを把握し、夜間中学の新設や既存の夜間中学で受け入れる生徒の拡大を図る必要がある。
- このことから、文部科学省においては、これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法やアンケートのサンプルなどを当省ウェブサイト公表(H30. 3)

## 【具体的ニーズを把握すべき対象者】

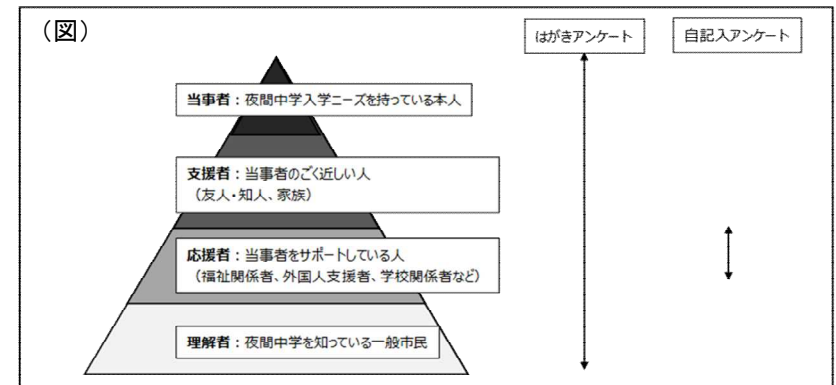
具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要(下図参照)

## 【はがきによるアンケート調査】

- 夜間中学への入学意向や理由、夜間中学を知らせたい人の有無などを調査
- 潜在的入学希望者のほか、その家族や友人、一般市民それぞれの立場で回答しやすい内容とする。
- ニーズの有無など基本的な情報収集に限定し、複雑な質問は避ける。個人情報の取得は必ずしも必要としないことから、匿名回答を認める。
- 潜在的入学希望者が回答しやすいよう、漢字にルビをふったり、多言語で作成(設置場所・配布方法)
- 多くの方の目に触れるよう、アンケートの設置・配布や周知の場としては公共施設などを活用 ⇒ さらに、インターネット調査も実施するとより多くの回答を得ることができる。
- 夜間中学の認知度が低いことも考えられ、はがきアンケートの設置・配布に際しては夜間中学を説明するチラシの設置やポスターの掲示が必要
- 設置・配布の期間は1~2か月とし、その後、1か月程度アンケートの受付期間を設けるのが望ましい。なお、年間を通じて、アンケートを設置・配布する場合は、3か月ごとに回答を集計するなど適切なタイミングで結果を取りまとめる。

## 【個別記入アンケート調査】

- 潜在的入学希望者を直接的にサポートしていると考えられる福祉、外国人支援関係機関の職員等に、夜間中学を勧めるべき対象者の有無やその属性などを調査
- 潜在的なニーズを具体的に把握する上では非常に有効
- 調査を行うに当たっては、対象とする機関に公式に協力要請することが望ましい。また、民生委員など、個人で活動される方には郵送等で依頼 ⇒ その際、夜間中学における教育活動やアンケートの趣旨などについても説明
- 調査項目は、はがきアンケート調査とほぼ同様であるが、特に、個人情報の取扱いには留意
- 有効な回答が得られた場合、回答者に追加でヒアリング調査を実施



# 「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第二次改訂版)」(平成30年7月)

## 【改訂の趣旨】

平成29年4月の改訂版作成以後、第3期教育振興基本計画の閣議決定(平成30年6月15日)や、夜間中学等に関する実態調査の実施(平成29年11月公表)、教育委員会の担当者向けの夜間中学説明会の開催、ニーズ調査の手法等についての調査研究の実施、広報フライヤーの作成等、文部科学省において夜間中学の設置・充実に関する新たな取組を行った。

こうした動きを踏まえ、都道府県や市町村に対して最新の情報等を周知し、夜間中学の設置・充実の一助に資するよう、今夏2回目の改訂を行った。

## 【主な改訂内容】

### I 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

→ 都道府県や市区町村における夜間中学や協議会等の設置に関する検討状況等について、平成29年度夜間中学等に関する実態調査の結果を反映するとともに、都道府県に求められる役割を具体的に記述。

### II 夜間中学の現状

→ 平成29年度夜間中学等に関する実態調査の結果を反映。



### III 夜間中学設置のニーズ

→ 設置市区の入学希望既卒者の受入れ状況について更新するとともに、不登校生徒の受入れ時の留意点を具体化。また、民間の調査会社に委託して実施した、効果的なニーズ把握の方法等についてモデルを提示。

### IV 設置・運営上の工夫等

→ 都道府県立学校をつくる場合のイメージを提示。この他、教職員配置における教育委員会の配慮や新学習指導要領に基づいた教育課程・指導上の工夫、教育課程特例の制度、市町村間の経費負担の工夫等について詳述。

### V 夜間中学の事例

→ 4校の事例についての記述を更新。

# 夜間中学における日本語指導研修会の実施(平成30年7, 8月)

## 【背景】

○法第18条において、国及び地方公共団体は、夜間中学等における就学の機会の提供等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員等の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定。

○法第7条に基づき、平成29年3月31日に策定した基本指針において、既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、必要な日本語指導の充実を図る旨を明記。

## 【目的】

教職員等の資質の向上を図り、既設の夜間中学における教育活動の充実を目指す

## 【期日】

①東京会場 平成30年7月30日(月)

②大阪会場 平成30年8月24日(金)

## 【内容】

ワークショップ: 研修講師が進行役となり、各夜間中学における日本語指導に関する課題や悩み等を共有

ブーストーク: 研修講師や夜間中学に長年勤務する先生に、指導方法や教材の作成方法などをテーマごとに相談できるブースを設け、夜間中学における日本語指導に関する課題や悩み等の解消を図る

## 【参加者】

(i) 夜間中学に勤務する教職員

(ii) 教育委員会で指導事務を担当する者

## 【参加者数】

①東京会場 22名

②大阪会場 78名 計100名

## 【研修講師】

①東京会場 石井恵理子 東京女子大学現代教養学部教授

②大阪会場 新矢麻紀子 大阪産業大学国際学部教授



## 背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



## 目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、

- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
- ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

## <設置促進>

### ● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

約4百万円(1か所あたり約50万円)

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

### ● 夜間中学新設準備に係る調査研究

約15百万円(1か所あたり約250万円)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。【拡充】

## <広報活動>

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

## <教育活動の充実>

### ● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究

約24百万円(1か所あたり約88万円)

夜間中学に通う生徒の実態等を把握し、円滑に教育活動を実施するために必要な経済的支援の在り方を検証。【新規】

## <受け入れる生徒の拡大>

### ● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

約16百万円(1か所あたり約60万円)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図るために必要な環境整備の在り方を検証。【拡充】

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

## 成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）